

福岡歯科大学の現状と課題'22

改善報告書

福岡歯科大学 自己点検・評価委員会

2023年12月

目 次

| | |
|--------------|-------|
| はじめに | 1 |
| 1. 理念・目的 | 2-4 |
| 2. 内部質保証 | 5-8 |
| 3. 教育研究組織 | 9-11 |
| 4. 教育課程・学習成果 | 12-17 |
| 5. 学生の受け入れ | 18-20 |
| 6. 教員・教員組織 | 21-23 |
| 7. 学生支援 | 24-27 |
| 8. 教育研究等環境 | 28-34 |
| 9. 社会連携・社会貢献 | 35-37 |
| 10. 大学運営・財務 | |
| (1) 大学運営 | 38-40 |
| (2) 財務 | 41-42 |

はじめに

福岡歯科大学は1991年に自己点検・評価の学内組織を設け（現在は自己点検・評価委員会に改組）、翌年度から自己点検・評価報告書「福岡歯科大学の現状と課題」をほぼ2年毎に発行、学内外に公開して、説明責任を果たしてきた。2009年からは改善・改革を継続、推進するため、「福岡歯科大学の現状と課題」で示された評価基準ごとの【点検・評価】に示された長所・特色、問題点、全体まとめが、どのように対応・改善等されたかを同冊子が発行された翌年に「福岡歯科大学の現状と課題 改善報告書」としてまとめ、ホームページ等で公開し、自己点検・評価を改革・改善につなげるシステムを確立した。今回の改善報告書は、2021年に自己点検・評価報告書として作成した「福岡歯科大学の現状と課題 ’21」に示された評価基準ごとの【点検・評価】が、2022年にどのように対応・改善等されたかをまとめたものである。

私立歯科大学を取り巻く環境は依然として厳しいが、本冊子が本学の教育、研究、管理運営等の改革・改善の一助となれば幸いである。

2023年12月

福岡歯科大学

学長 高橋 裕

第1章 理念・目的

【点検評価項目】

- ① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。
- ② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。
- ③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

【点検・評価】

(1) 長所・特色

本学の理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容を「第三次中期構想」として示している。第三次中期構想では、「口腔医学の理念の下に、日本の社会基盤を支える高度の専門的能力および倫理観を備え、高い教養に育まれた豊かな人間性を有する歯科医師を養成するとともに、教育研究・医療・保健・福祉・健康活動を強化し、広く地域・社会に貢献する。」の目的のもと、口腔歯学部、歯学研究科の計画が定められている。口腔医学推進の理念は、2004年5月に「口腔医学の確立」が学園全体の中期目標として決定されたことに端を発し、医学・歯学の統合、患者中心の医療の実現を念頭に新たに創設した理念であり、本学の教育研究の方針として、その後の中期構想においても保持されている理念である。

(2) 問題点

特になし

(3) 全体のまとめ

本学の理念は、「建学の精神」として、「教育基本法及び学校教育法に基づき、歯学に関する専門の学術を教授研究し、教養と良識を備えた有能な歯科医師を育成することを目的とし、社会福祉に貢献すると共に歯科医学の進展に寄与することを使命とする。」と定めており、ホームページ、刊行物等で、学生、教職員に公表している。

人材育成その他の教育研究上の目的である、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーは、学部及び大学院についてそれぞれ定めており、ホームページで公表している。

また、本学の理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容を「第三次中期構想」として示している。第三次中期構想では、「口腔医学の理念の下に、日本の社会基盤を支える高度の専門的能力及び倫理観を備え、高い教養に育まれた豊かな人間性を有する歯科医師を養成するとともに、教育研究・医療・保健・福祉・健康活動を強化し、広く地域・社会に貢献する。」の目的の下、口腔歯学部、歯学研究科の計画が定められている。

口腔医学推進の理念は、2004年5月に「口腔医学の確立」が学園全体の中期目標として決定されたことに端を発し、医学・歯学の統合、患者中心の医療の実現を念頭に新たに創設した理念であり、本学の教育研究の方針として、その後の中期構想においても保持されている理念である。

なお、2020年度に受審した大学基準協会の認証評価において大学基準に適合しているとの認定を受け、その評価結果を踏まえて、2023年度からの「第四次中期構想」の策定に取り掛かっている。

‘22 対応・改善状況

(1) 長所・特色

本学の理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容を「第三次中期構想」として示している。第三次中期構想では、「口腔医学の理念の下に、日本の社会基盤を支える高度の専門的能力および倫理観を備え、高い教養に育まれた豊かな人間性を有する歯科医師を養成するとともに、教育研究・医療・保健・福祉・健康活動を強化し、広く地域・社会に貢献する。」の目的のもと、口腔歯学部、歯学研究科の計画が定められている。口腔医学推進の理念は、2004年5月に「口腔医学の確立」が学園全体の中期目標として決定されたことに端を発し、医学・歯学の統合、患者中心の医療の実現を念頭に新たに創設した理念であり、本学の教育研究の方針として、その後の中期構想においても保持されている理念である。

2022年度は3つのポリシーに基づいたアウトカム基盤型カリキュラムを2018年度に導入して5年が経過し、新カリキュラムの適用を受けた学生が卒業するまであと1年となった。このタイミングで試験的にディプロマ・ポリシーにて定めた「ライフステージを通じた包括医療・ケアに必要な口腔医学の知識の具有と応用」等、新カリキュラムによって獲得すべき能力について学修成果として可視化し、ディプロマ・サプリメントの名称で2022年度の卒業生に配布した。学修成果の可視化については、アウトカム基盤型カリキュラムの骨格であるコンピテンス・コンピテンシーの獲得状況を数値化したものであるが、学修者との実感との差を埋める等、今後更なる精度向上を図る必要がある。

(2) 問題点

特になし。

(3) 全体まとめ

本学の理念・目的は適切に設定されており、それを踏まえた口腔歯学部・歯学研究科の目的を適切に設定し、ホームページ、刊行物等で学生、教職員、社会へ広く公表している。

また、本学の理念・目的の達成に向け、具体的かつ実現可能な内容として示す「第三次中期構想」の達成状況及び2020年に受審した大学基準協会の認証評価における評価結果を踏まえて、2023年度からの8年間の長期的ビジョンとして「第四次中期構想」

を制定した。なお、今回の第四次中期構想から、各大学、施設ごとの中期構想として制定し、法人ビジョンとして「安定的な財政基盤を構築し、学生ファーストの学修環境を整備するとともに、最先端の医療・福祉サービスの提供により地域社会に貢献する。」を掲げ、「教育の質の向上」「研究の質の向上」「学生の受け入れ・支援」「社会との連携・貢献」「組織運営」「財務・施設整備」の中目標を設定し、理念・目的を実現するための取り組みを行っている。

アウトカム基盤型教育の成果を可視化する試みとして2022年度卒業生に初めてディプロマ・サプリメントを配付した。新カリキュラムの適用を受けた学生が2023年度に卒業を迎えるため、改めて3つのポリシーやコンピテンス・コンピテンシーの内容や学修成果を検証し、カリキュラム全体を見直す必要性について検討していく。

【点検評価項目】

- ① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。
- ② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。
- ③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。
- ④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- ⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【点検・評価】

(1) 長所・特色

本学は、学則において、教育研究水準の向上に資するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表することとし、自己点検・評価及び認証評価機関による評価等多様な評価の結果を本学の目的に反映させ、改革に努めると、明記している。また、「第三次中期構想」の具体的な目標の一つに評価システムの充実を掲げ、内部質保証に関する基本的な方針として、組織運営にかかる内部質保証の確立に向け、効果的な自己点検・評価を実施することを明記している。

また、本学では、「学則」第 1 条の 2 を踏まえたうえで、内部質保証に関する大学の基本的な考え方として、「福岡歯科大学 内部質保証の方針、体制及び手続」を定め、ホームページで公表するとともに、教育研究活動等の点検評価としては、「福岡歯科大学の学修成果の評価の方針(アセスメント・ポリシー)」を定め、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに基づく教育活動全体の成果を検証し、プログラムの改善に反映することとし、学修成果の評価は、自己点検・評価委員会規則が定める内部質保証の一環として、自己点検・評価委員会が部長会と連携して行い、認証評価に反映されることとしている。

自己点検・評価及び改善報告 (PDCA サイクル②) は定期的に行われ、事業計画の点検・評価と改善 (PDCA サイクル①) も毎年度実施されていることから、点検・評価に関する学則等の規定は遵守され、着実に効果を上げている。

(2) 問題点

取り組むべき事項としては、本学が設定したコンピテンシー (ディプロマ・ポリシーを構成する評価可能な具体的能力) の妥当性を検証することである。本学では、授業受講により獲得できるコンピテンシーをシラバスに明記している。2018 年度より、学生に獲得能力自己評価アンケートを実施し、学生が実際に授業で獲得できたとするコンピテンシーと、教育支援・教学 IR 室が数値化したコンピテンシーとの間に妥当性、整合性があるかどうかの検証を始めている。これにより、授業レベルの評価・検証に加えて、授業と学位プログラムをリンクしてプログラムレベルの評価・検証を実施する。検証後は、授業で獲得できるコンピテンシーの見直し、授業内容や評価方法の適正化とともに

プログラム全体の見直しを行う。新カリキュラムが適用された学生は 2023 年度に卒業するため、ディプロマ・ポリシーを 3 つのポリシー、6 コンピテンス、65 コンピテンシーに基づいて検証し、カリキュラム全体を見直す作業を開始する。

(3) 全体のまとめ

本学は、「学則」第 1 条の 2 において、「本学は、その教育研究水準の向上に資するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」とし、また、「本学は、前項の自己点検・評価及び認証評価機関による評価等多様な評価の結果を本学の目的に反映させ、改革に努めるものとする。」と、明記している。また、「第三次中期構想」の具体的な目標の一つに評価システムの充実を掲げ、内部質保証に関する基本的な方針として「組織運営にかかる内部質保証の確立に向け、効果的な自己点検・評価を実施する」と明記している。

これらを受けて、本学では、「学則」第 1 条の 2 を踏まえたうえで、内部質保証に関する大学の基本的な考え方として、「福岡歯科大学 内部質保証の方針、体制及び手続」を定め、ホームページで公表している。

内部質保証の推進に責任を負う組織として、学長を委員長とする、自己点検・評価委員会を設け、その目的を「福岡歯科大学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行うとともに、内部質保証を推進する」と「自己点検・評価委員会規則」第 1 条で定めている。

なお、教育研究活動等の点検評価としては、「福岡歯科大学の学修成果の評価の方針(アセスメント・ポリシー)」を定めている。

趣旨は、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに基づく教育活動全体の成果を検証し、プログラムの改善に反映することであり、学修成果の評価は、自己点検・評価委員会規則が定める内部質保証の一環として行われ、認証評価に反映される、としている。学修成果の評価対象は、口腔歯学部及び歯学研究科の教育活動全体、教育プログラム及び授業科目とし、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに照らして行うこととしている。

本学が内部質保証を機能させるために実行している、毎年の事業計画に基づく PDCA サイクル(PDCA サイクル①)、福岡歯科大学の現状と課題と改善報告書に基づく 2 年で回す PDCA サイクル(PDCA サイクル②)について、第 3 期認証評価を 2020 年に受審し、指摘事項に対して自己点検・評価委員会主導のもと PDCA サイクル②で適切に対応した。これらのことから、内部質保証に係る点検・評価及び改善・向上に向けた取り組みは着実に遂行されている。

‘22 対応・改善状況

(1) 長所・特色

本学は、学則において、教育研究水準の向上に資するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表することとし、自己点検・評価及び認証評価機関による評価等多様な評価の結果を本学の目的に反映させ、改

革に努めると、明記している。また、「第三次中期構想」の具体的な目標の一つに評価システムの充実を掲げ、内部質保証に関する基本的な方針として、組織運営にかかる内部質保証の確立に向け、効果的な自己点検・評価を実施することを明記している。

また、本学では、「学則」第1条の2を踏まえたうえで、内部質保証に関する大学の基本的な考え方として、「福岡歯科大学 内部質保証の方針、体制及び手続」を定め、ホームページで公表するとともに、教育研究活動等の点検評価としては、「福岡歯科大学の学修成果の評価の方針(アセスメント・ポリシー)」を定め、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに基づく教育活動全体の成果を検証し、プログラムの改善に反映することとし、学修成果の評価は、自己点検・評価委員会規則が定める内部質保証の一環として、自己点検・評価委員会が部長会と連携して行い、認証評価に反映されることとしている。

自己点検・評価及び改善報告(PDCA サイクル②)は定期的に行われ、事業計画の点検・評価と改善(PDCA サイクル①)も毎年度実施されていることから、点検・評価に関する学則等の規定は遵守され、着実に効果を上げている。さらに、アセスメント・ポリシーに基づいて教育研究活動等の点検評価を着実に実施するためにアセスメントプランを作成し、内部質保証を今後より有効に機能させ、改善・向上させる。

(2) 問題点

2020(令和2)年度大学評価の結果、改善課題として、日常の自己点検・評価及び改善支援は、役職教職員において組織された「部長会」が実施しているが、大学の最終的な内部質保証の責任主体である「自己点検・評価委員会」及び「部長会」の関係性や役割分担に加えて、「部長会」の所掌業務の範囲が不明確である。また、責任の所在や評価の流れ及び連携体制等の内部質保証システムが十分に機能しているとは認められないとの指摘を受けた。

この指摘について、「自己点検・評価委員会規則」及び「部長会規則」を改正することとし、具体的には、自己点検・評価委員会規則第5条第2項の審議事項として「部長会が実施する日常的な点検・評価に関すること」を追記した。また、「自己点検・評価委員会」と「部長会」の関係性と役割分担を明確とするため、部長会規則第2条第2項に「前項第3号で審議した結果は、自己点検・評価委員会と連携し必要な対応を行う」と明記した。

この対応について大学基準協会からは、「自己点検・評価委員会を中心として大学基準協会からの提言やその他の課題に対する改善を行うための仕組みを検討し、大学全体で取り組んでいることが認められるが、改善に向けた取り組みの成果が十分でない点が見られるため内部質保証の体制を整備し、引き続き改善していくことが求められる。」との検討所見であったことから、今後も引き続き改善を行う必要がある。

新カリキュラムが適用された学生が2023年度にはじめて卒業する。これに備えて、2022年度卒業生に対して、「福岡歯科大学 ディプロマ・ポリシー毎の学修成果(ディプロマ・サプリメント)」を作成し配付した。本学は2017年にアウトカム基盤型教育を導入し、アドミッション、カリキュラム及びディプロマ・ポリシーを改訂し、6コンピテンス、65コンピテンシー(ディプロマ・ポリシーを構成する評価可能な具体的能力)

を設定した。個々の学生の学習成果は、6 コンピテンス、65 コンピテンシーに基づいて検証し、学生が修得した能力（何ができるようになったか）を測定する。授業受講により獲得できるコンピテンシーはシラバスに明記されており、これに基づいて実施した獲得能力自己評価アンケートの結果（学生が獲得したと自認するコンピテンシーの数値）と、教育支援・教学 IR 室が数値化したコンピテンシーとの間の妥当性、整合性は検証済みである。今後これを継続して検証し、授業で獲得できるコンピテンシーの見直し、授業内容や評価方法の適正化とともにカリキュラム全体の見直しに活用する。学生は、このディプロマ・サプリメントで卒業時の自身の長所と短所を詳細に知ることができるので、歯科医師に必要な能力を今後さらに向上するために活用することを期待している。

(3) 全体まとめ

本学は、内部質保証に関する大学の基本的な考え方として、「福岡歯科大学 内部質保証の方針、体制及び手続」を定め、ホームページで公表し、社会に対する説明責任を果たしている。内部質保証は自己点検・評価委員会を責任組織とし、部長会と連携して行っている。教育研究活動等の点検評価は、自己点検・評価委員会規則が定める内部質保証の一環として、アセスメント・ポリシーに照らして着実に実施している。

第3章 教育研究組織

【点検評価項目】

- ① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。
- ② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【点検・評価】

(1) 長所・特色

「口腔医学」の教育理念のもと、我が国の医療状況（超高齢社会、在宅医療、多職種連携）に適合し、社会に必要な歯科医師を養成するために歯学と医学とが有機的に連携できる教育組織を構築している。大学附属組織の医科歯科総合病院と口腔医療センターも臨床としての医科歯科連携・多職種連携を通じて、大学教育を支えている。さらに介護老人保健施設、2つの特別養護老人ホーム、看護大学、医療短期大学などを備え、多職種連携による口腔医学の実践教育ができる環境を整えている。

2020年9月に新たな建物で診療を開始した新病院は、「地域と社会をつなぐ」、「教育・研究・臨床をつなぐ」、「医科と歯科をつなぐ」、「未来へとつなぐ」をコンセプトとし、「つなぐ」という精神のもと、豊かな人間性を備えた有能な医療人を育成し、地域の皆様に信頼され続ける病院を目指すことを病院の理念としている。病院内には健診センターが2020年9月に設置され、充実した検査設備で、学生及び教職員ならびに地域住民の健康をサポートしている。

地域連携センターを通じて地域自治体および近隣の連携大学に大学資源を提供し、病院を通じて医療機関や福祉施設と連携して地域医療を支えている。口腔医学研究センターは、学内横断的に研究環境を整え、教員と大学院生の研究レベルを向上させている。

(3) 問題点

新型コロナウイルス感染症の感染拡大のなか、病院に従事する多職種の教職員が感染対策を徹底して行っていないもの、学生による臨床実習においては自主的に制限をかけざるを得ない状況になっている。感染が急拡大の際には、臨床実習の中止を行ったり、病棟と手術室への入室制限を行ったりしている。

医科歯科総合病院における周術期口腔管理教育を実施できる患者数が少ない。そのため、協力病院を開拓するしくみとして地域連携センターや病診連携室の権限付与やスタッフの充実が必要である。

口腔医学研究センターは様々なプラットフォームで多彩な研究を進めている。また口腔医学研究センター長が中心となって学内の研究業績を年次ごとにまとめているが、分野によって研究のアクティビティに差が認められる。

海外の学術誌の年間購読料金が円安の影響もあり年々高騰している。このため情報図書館におけるオンライン雑誌の年間契約数が年々漸減している状態である。

(4) 全体のまとめ

本学は学長のリーダーシップがいかに発揮されて、口腔歯学部を中心に、1) 教員組織を支える地域連携センター、教育支援・教学 IR 室および情報図書館、2) 研究環境を整えて大学院研究を支える口腔医学研究センターとアニマルセンター、3) 学部生の臨床教育の場である医科歯科総合病院と口腔医療センターが、効率的かつ有機的に連携されて教育研究組織が構築されている。

‘22 対応・改善状況

(1) 長所・特色

本学は「口腔医学」の教育理念のもと、我が国の医療状況（超高齢社会、在宅医療、多職種連携）に適合し、社会に必要な歯科医師を養成するために、前年度に引き続いて歯学と医学とが有機的に連携できる教育組織を構築している。

教員組織を支える地域連携センター、教育支援・教学 IR 室および情報図書館、研究環境を整えて大学院研究を支える口腔医学研究センターとアニマルセンター、学部生の臨床教育の場である医科歯科総合病院が、効率的かつ有機的に連携されて教育研究組織が構築されている。さらに介護老人保健施設、2つの特別養護老人ホーム、看護大学、医療短期大学などを備え、多職種連携による口腔医学の実践教育ができる環境を整えている。

2020年9月に新たな建物で診療を開始した新病院は、「地域と社会をつなぐ」、「教育・研究・臨床をつなぐ」、「医科と歯科をつなぐ」、「未来へとつなぐ」をコンセプトとし、「つなぐ」という精神のもと、豊かな人間性を備えた有能な医療人を育成し、地域の皆様に信頼され続ける病院を目指すことを病院の理念としている。病院内には健診センターが2020年9月に設置され、充実した検査設備で、学生及び教職員ならびに地域住民の健康をサポートしている。

本病院の特色ある施設として2020年12月から予防接種センターが設置され、大学ならびに病院の新型コロナウイルス感染症に対する感染対策とワクチン接種の業務を担っている。これまで10年間にわたってサテライト医院として歯科臨床を担ってきた口腔医療センターは、2022年2月に博多駅前再開発に伴って閉院し医科歯科総合病院内に統合された。センター勤務の教員10名を含む35名が医科歯科総合病院に新たに加わるようになった。

地域連携センターでは、地域自治体および近隣の連携大学に大学資源を提供し、病院を通じて医療機関や福祉施設と連携して地域医療を支えている。口腔医学研究センターは、学内横断的に研究環境を整え、教員と大学院生の研究レベルを向上させている。

(2) 問題点

新型コロナウイルス感染症の感染拡大のなか、病院に従事する多職種の教職員が感染対策を徹底して行った。2022年度中は、学生による臨床実習においては自主的に制限をかけざるを得ない状況になった。感染が急拡大の際には、臨床実習の中止を行ったり、

病棟と手術室への入室制限を行ったりしていた。また介護老人保健施設や特別養護老人ホームでの実習も中止となった。

医科歯科総合病院における周術期口腔管理教育を実施できる患者数は少ない。そのため、協力病院を開拓するしくみとして、訪問歯科センターでの関連病院への学生派遣を計画していたが、2022年度中は新型コロナウイルス拡大のためにこれも中止せざるを得なかった。

口腔医学研究センターは様々なプラットフォームで多彩な研究を進めている。また口腔医学研究センター長が中心となって学内の研究業績を年次ごとにまとめているが、分野によって研究のアクティビティに差が認められる。

海外の学術誌の年間購読料金が円安の影響もあり年々高騰している。このため情報図書館におけるオンライン雑誌の年間契約数が2022年度においても漸減した。

(3) 全体まとめ

本学は学長のリーダーシップがいかに発揮されて、口腔歯学部を中心に、1) 教員組織を支える地域連携センター、教育支援・教学 IR 室および情報図書館、2) 研究環境を整えて大学院研究を支える口腔医学研究センターとアニマルセンター、3) 学部生の臨床教育の場である医科歯科総合病院と口腔医療センターが、効率的かつ有機的に連携されて教育研究組織が構築されている。

教育研究組織の適切性を検証する役割を担う、学長を委員長とする「教員組織検討委員会」において、教員の配置や組織の改編等その適切性を検証するとともに、役職教員等で組織する部長会と連携して、口腔の健康から全身の健康を守るという「口腔医学」のコンセプトに基づいた共通目標の達成のため、定期的な検証を行い、改善・改革を図っている。

【点検評価項目】

- ① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。
- ② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。
- ③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。
- ④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。
- ⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。
- ⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。
- ⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【点検・評価】

(1)長所・特色

口腔歯学部においては、アウトカム基盤型教育を基盤とした学修指針として卒業までに身に付けるべき能力（コンピテンス・コンピテンシー）をもとにディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの設定を行い、その到達度を可視化しているところに長所・特色がある。また、ディプロマ・ポリシーの到達度をコンピテンス・コンピテンシーより数値化し、ディプロマ・ポリシーへの各科目の貢献度や必要性が客観的データとして表され、内部質保証の有用な指標となっている。この事は教学マネジメントにとって非常に有効な手段である。

また、学生部長を中心とする学務委員会、学長を中心とする部長会及び教授会において課程表及び各学年の時間割編成等を適宜検証し、次年度のシラバスやカリキュラムの策定に活用されている。また、本学の教育の最大の特徴は、社会医療環境の変化を踏まえた「口腔医学の実践」を目指していることであるが、これを前述のディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーにも反映させて、体系的な教育課程を編成している。

学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置及び取り組みとして、臨床実習に入るうえで必須な学修到達レベルまで総合学習力を引き上げる目的で、各教科の単位認定とは切り離れた進級試験としての「総合学力試験」を実施し、その試験結果を学生及び教員へフィードバックすることで、課題の把握や修学取り組みの向上に努めている。

本学は「積上げ・繰返し・学習（TKG）」を提唱し学生と教員に周知している。総合学力試験の本試験合格基準も積上げ型とし、1年は60点、2年は65点、3年は70点としている。助言教員が学生の学習状況を確認・指導することを徹底し、令和3年度のCBTの本学平均点が昨年度より5.2点向上した。2021年度は、ワーキンググループによる検討を重ねて5年生の試験制度改革を行い、総合学力試験を新たに導入した（資料4-15）。

歯学研究科においては、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーは完全に整合しており、修了時に学生が修得することが求められる知

識・技能・態度、それに向けての教育カリキュラム（コースワーク・リサーチワーク）、入学者として求められる要件を明確に示している。

コースワークで履修が求められる科目は、①基盤的知識・技能（生命科学概論・演習）、②口腔医学に関する能力（総合医学概論・演習）、③生命科学実験技能（生命科学実験入門）、④特定領域研究・臨床能力（所属講座等の講義・演習）に分けて設定され、リサーチワークでの個別課題での研究成果の習得へと有機的につなげている。コースワークでの学修成果は適切に評価され、学生からの授業アンケートにより教員へフィードバックされている。

リサーチワークでは、指導教員との話し合いによる「大学院研究計画書」の提出と「大学院活動ポートフォリオ」による振り返り、複数教員による組織的な教育・研究指導に基づく「中間発表会」での発表・質疑応答が、4年の期間内に学位を取得するために有効な成果を挙げている。

また、研究指導計画（指導方法及びスケジュール）の立案方法、1年次から4年次までのコースワークにおける単位取得のスケジュールとリサーチワークにおける研究スケジュールのロールモデル、並びに学位授与に求められる学習成果と学位審査基準の関係性については大学院の手引に明確に示してある。

(2) 問題点

口腔歯学部においては、2021年度の歯科医師国家試験の合格率が56.6%から65.0%となり、CBTの本試験の平均値が70.7点から5.2点上昇して75.9点となり全国平均値を上回り、改善傾向がみられた。しかし、CBTおよび歯科医師国家試験の合格者をさらに増加させるための対策、教育改善が求められる。本年度も問題解決への改善策を教育支援・教学 IR 室や学務委員会及び部長会等で検討し、全学年のカリキュラム改革、共用試験の合格基準点の変更、形成試験の導入等の対策が必要である。また、今後、大学院進学希望者の多様な環境に配慮し、専門医を目指す大学院学生や臨床研究による学位取得ができるコースを検討するなどにより、大学院希望者の増加を図る必要がある。このような課題への対応については、現在までは研究科委員会と研究会員会が中心となっているが、今後は自己点検・評価委員会とも連携しながら対応する必要がある。

(3) 全体のまとめ

口腔歯学部においては本学の教育の根幹である口腔医学のより一層の推進のために、コンピテンス・コンピテンシーに基づくアウトカム基盤型教育を基盤とし、ディプロマ・ポリシーの到達度を数値化、可視化した本学の教育システムを更に進化させてゆく必要がある。このためには、教育支援・教学 IR 室や各種委員会にて間断なく実績の検証と改善を行うことが求められる。この取り組みは、中期的に歯科医師国家試験や共用試験の合格率の向上や、口腔歯学部教育のPDCAサイクルの向上につながると期待される。成果として、2021年度のCBTの本学平均点が昨年度より5.2点上昇したことと、歯科医師国家試験の新卒合格率が8.4%上昇したことが挙げられる。

歯学研究科においても、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの各項目間は適切に整合している。コースワークとリサーチワークも

有機的につながり、組織的な教育・研究指導によるカリキュラムとなっている。全ての学年の大学院学生に対して、年度初めに「大学院研究計画書」、年度の終わりには「大学院活動ポートフォリオ」を指導教員と面談の上で1年間の研究活動実績・成果として提出させ、研究の進捗状況と指導の適切性を検証している。リサーチワークにおいては、大学院在籍期間中に計2回以上の「学会発表等」と「大学院中間発表」を義務付けており、大学院4年間で学位を取得するために有効な成果を挙げている。今後に向けては、大学院進学希望者の多様な環境に配慮できる多面的な視点でのカリキュラム改革を現在検討しているところである。

また、大学基準協会の点検評価項目で「内部質保証推進組織の関わり」が評価の視点に新たに複数項目追加されており、自己点検・評価委員会での検討を開始することとした。

‘22 対応・改善状況

(1) 長所・特色

口腔歯学部においては、アウトカム基盤型教育を基盤とした学修指針として卒業までに身に付けるべき能力（コンピテンス・コンピテンシー）をもとにディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの設定を行い、その到達度を可視化しているところに長所・特色がある。また、ディプロマ・ポリシーの到達度をコンピテンス・コンピテンシーより数値化し、ディプロマ・ポリシーへの各科目の貢献度や必要性が客観的データとして表され、内部質保証の有用な指標となっている。この事は教学マネジメントにとって非常に有効な手段である。

また、学生部長を中心とする学務委員会、学長を中心とする部長会及び教授会において課程表及び各学年の時間割編成等を適宜検証し、次年度のシラバスやカリキュラムの策定に活用されている。

本学の教育の最大の特徴は、社会医療環境の変化を踏まえた「口腔医学の実践」を目指していることであるが、これを前述のディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーにも反映させて、体系的な教育課程を編成している。地域医療・災害口腔医学や課題解決演習などの科目の新設は、体系的な教育課程編成の例である。

学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置及び取り組みとして、臨床実習に入るうえで必須な学修到達レベルまで総合学習力を引き上げる目的で、各教科の単位認定とは切り離れた進級試験としての「積上げ型・総合学力試験」を2020年度に実施し、その試験結果を学生及び教員へフィードバックすることで、課題の把握や修学取り組みの向上に努めている。

本学は「積上げ・繰返し・学習（TKG）」を提唱し学生と教員に周知している。総合学力試験の本試験合格基準も積上げ型とし、1学年は60点、2学年は65点、3学年は70点としている。5学年の積上げ型・総合学力試験の本試験合格基準は70点であるが、五肢択一問題に加えてX2問題（正答を2つ選ぶ形式）を追加して難易度を高めている。助言教員が学生の学習状況を確認・指導することを徹底し、2021年度のCBTの本学平均点が昨年度より5.2点向上した。

また、2021年度は、ワーキンググループによる検討を重ねて5学年の試験制度改革を行い、積上げ型・総合学力試験を新たに導入した。2022年度は、総合学力試験前に実施する実力試験（全8回）後にフィードバックを行い、復習を徹底させることで総合学力試験の備えを徹底させている。

歯学研究科においては、2017年度にアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを改訂し、入学者として求められる要件、教育カリキュラム（コースワーク・リサーチワーク）、修了時に学生が修得することが求められる知識・技能・態度を明確に示している。

コースワークでは、主科目として①基盤的知識・技能（生命科学概論・演習）、②口腔医学に関する能力（総合医学概論・演習）、副科目として③生命科学実験技能（生命科学実験入門）、④特定領域研究・臨床能力（所属講座等の講義・演習）を、それぞれ必修講義・演習と選択講義・演習として履修を求めている。

2021年度には生命科学実験入門の1科目として新たに「臨床統計学」を開講し、その学修成果を臨床研究へ有機的につなげている点が特色として挙げられる。コースワークでの学修成果は4段階で適切に評価され、授業評価は学生からの授業アンケートにより教員へフィードバックされている。

リサーチワークでは、毎年度初めに指導教員の指導のもとに「大学院研究計画書」の作成を求めており、前年度の振り返りと研究計画の見直しを定期的に行わせている。また、学位申請までに計2回以上の「学会発表等」と複数教員による「中間発表会」での発表・質疑応答を求めており、4年の期間内に学位を取得するために有効な成果を挙げている。「大学院研究計画書」（指導方法及びスケジュール）の立案方法、1学年から4学年までのコースワークにおける単位取得のスケジュールとリサーチワークにおける研究スケジュールのロールモデル、並びに学位授与に求められる学習成果と学位審査基準の関係性については、2021年度より「大学院の手引」に明確に示してある。

(2) 問題点

口腔歯学部においては、2020～2022年度の歯科医師国家試験の合格率が56.6%、65.0%、45.9%となった。一方で、CBTの本試験の平均値が70.7点、75.9点、77.2点となり全国平均値を上回り、改善傾向がみられた。この結果から、第4学年までの教育活動は一定の成果が認められた。教育方針として6年間一貫教育を掲げ、学生が6年間、積上げ・繰返し・学習（TKG）を徹底することを入学時から徹底して指導している。そのための支援制度として、1学年にTKGサポーター（2020年度新設）を、全学年に助言教員を配置している。指導については、TKGマニュアルと助言マニュアルを作成し、指導の質を担保している。教育面では、1学年に購入するCBT問題集である「CBT PASS」の問題を講義と紐づけて示し、学生の理解度を点検させている。これらの問題の改題を定期試験に出題し、結果を学生にフィードバックしている。

知識の積み上げの学習成果は、1～3学年に実施する積上げ型・総合学力試験（試験範囲は当該年度に加えて過年度の科目を含む）で評価している。また、CBT本試験の合格基準を2021年度に75点（再試験の合格基準は70点）に変更し、成績評価の厳格化のために「再度の再試験」を2022年度に廃止した。このような対策が一定の成果を発

揮して CBT の成績は着実に向上している。課題は、国家試験の合格率が低迷していることである。これは、5、6 学年の教育の改善が必要であることを示している。そこで、2021 年度から 5 学年に積上げ型・総合学力試験を導入し、2024 年度に向けて 4 学年に新たに積上げ型・総合学力試験の導入を検討している。これにより、1～5 学年のシームレスな積上げ型・総合学力試験ができ、6 年間一貫教育による知識の積み上げを評価できる。1～4 学年の積上げ型・総合学力試験の検証は外部試験である CBT で評価する。今後は、5 学年の積上げ型・総合学力試験と 6 学年の卒業試験の質を歯科医師国家試験で評価し、試験の質を点検・評価して改善する必要がある。

歯学研究科においては、大学院進学希望者の多様な環境に配慮し、副科目の生命科学実験入門の授業で 8～9 科目の選択必修講義・演習を開講しているが、科目ごとの履修者数に大きな偏りが生じている状況にある。大学院生へのアンケート結果等を参考にしながら、カリキュラム改革を行い、大学院希望者の増加を図る必要がある。このような課題への対応については、現在までは研究科委員会と研究科運営委員会が中心となって行ってきたが、今後は自己点検・評価委員会とも連携しながら対応する必要がある。

(3)全体まとめ

口腔歯学部においては、アウトカム基盤型教育を基盤とした学修指針として卒業までに身に付けるべき能力（コンピテンス・コンピテンシー）をもとにディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを設定し公表している。また、ディプロマ・ポリシーの到達度をコンピテンス・コンピテンシーより数値化し、その到達度を可視化して 2022 年度より学生にフィードバックしている。さらに、ディプロマ・ポリシーへの各科目の貢献度や必要性が客観的データとして表され、内部質保証の有用な指標となり、教学マネジメントにとって非常に有効である。課程表及び各学年の時間割編成の検証は、部長会、学務委員会、教授会において実施され、次年度のシラバスやカリキュラムの策定に活用されている。

さらに、2022 年度改訂版歯学教育モデル・コア・カリキュラムを精査し、授業科目との対応を検証し、不足する項目については自己点検・評価委員会の指示で新規の授業の開設を検討しているところである。また、本学は、口腔の健康から全身の健康を守るという「口腔医学」を実践しており、これを前述のディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーにも反映させて、モデル・コア・カリキュラムの中心とし、本学の特色を反映した体系的な教育課程を編成している。

本学の教育方針として 6 年間一貫教育を掲げ、学生が 6 年間、積上げ・繰返し・学習（TKG）を徹底することを入学時から徹底して指導している。CBT は 4 年間の学習成果の外部質保証となる重要な試験であり、これに向けて 1 学年から学年ごとに知識を積み上げる必要性を学生に徹底させている。そのための指導・支援として、1 学年に TKG サポーター（2020 年度新設）を、全学年に助言教員を配置し、学生の CBT PASS 学習を定期的に点検・指導している。

本学の 6 年間一貫教育については、積上げ型・総合学力試験により学年ごとの学習成果を測定でき、また、学生は結果のフィードバックにより、誤答問題についての学修目標を知ることができ復習に活用できている。6 コンピテンス、65 コンピテンシーに基づ

いて、学生が卒業までに修得した能力を測定した結果として、ディプロマ・サプリメントを配付している。

成績評価、単位認定及び学位授与及び教育課程及びその内容、方法の適切性については、学務委員会、教授会で定期的に点検・評価され、その適切性はさらに自己点検・評価委員会で点検・評価されている。

歯学研究科においては、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを明確に定めており、学位授与に向けて習得すべき具体的な知識、技能、能力、態度を明示している。その習得に向けた教育課程は、研究を推進するための知識獲得に向けたコースワーク、ならびに特定の研究課題に取り組むリサーチワークに整備されている。研究の進捗状況と指導の適切性を検証するために、年度始めに全ての大学院学生に指導教員の指導のもとに「大学院研究計画書」、年度終わりには一年間の成果として「大学院活動ポートフォリオ」の提出を義務付けている。2021年度からは「大学院の手引」に、学位授与までの学年次学習成果（ロードマップ）を表にしてまとめ、各学年での年間スケジュールを明示している。また、学位授与に向けての学位論文の審査基準は広く公開し、その基準となる8項目とディプロマ・ポリシーの4項目との関係性も明示している。大学院在籍期間中には計2回以上の「学会発表等」と複数教員による教育・研究指導に基づく「大学院中間発表」を義務付けており、大学院4年間で学位を取得するために有効な成果を挙げている。今後に向けては、大学院進学希望者の多様な環境に配慮できる多面的な視点でのカリキュラム改革を現在検討しているところである。

第5章 学生の受け入れ

【点検評価項目】

- ① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。
- ② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び学生選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。
- ③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。
- ④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【点検・評価】

(1) 長所・特色

口腔歯学部の入学者選抜の特色として、総合型選抜および学校推薦型選抜で小論文を課しており、全ての入学試験区分において、面接試験を課している点である(資料1-5)。小論文では、自己表現能力等の評価基準を設け、客観的に評価していること、面接試験では、歯科医師への意欲、学習全般、科学・生命科学への関心、生活態度、課外活動、趣味、奉仕の精神、コミュニケーション能力等について聴取のうえ評価していること、更に、2017年度入学試験以降では、総合評価を5段階評価とし、質問項目ごとに得点化して合計点で5段階評価を実施したことは長所である。また、2021年度より総合型選抜を導入し、小論文と個人面接に加えて基礎学力テストを課していることは特徴の1つである。

2017年度からは、整合性を持たせた3つのポリシーを新たに策定し、アドミッション・ポリシーを明示するだけでなく、アドミッション・ポリシーに基づく試験区分、選考方法及び入学者選抜の基本方針をアドミッション・ポリシーと合わせて学生募集要項やホームページに掲載することで、修得しておくべき学力など求める学生像をこれまで以上に明確にした点も特色である。

歯学研究科においては、学生募集や入学者選抜は適正に行なわれているが、入学定員の未充足が続いている。その対策として、歯学研究科への進学を奨励する制度(第二種特待生制度)、優秀な学生を表彰する制度(第一種特待生制度)、学部学生の頃から研究に触れさせて、歯学研究科進学につなげる取り組み(リサーチスチューデント制度)、臨床研修歯科医に対する歯学研究科進学への勧誘(研修歯科医臨床セミナー)を実施している。以上の改革は、歯学研究科入学者の増加に寄与できるものと期待できる。

(2) 問題点

口腔歯学部では、2010年度から入学定員120名のところ、募集人員96名で対応している。先に述べたとおり収容定員の未充足については、入学定員を変更したことで一定の改善は認められたが、出願者の減少については、早急に改善すべき課題である。将来的に歯科医療サービスが治療中心型から治療・管理連携型へ移行することで歯科医療ニーズが拡大していくことをデータ等の根拠を基に社会へアピールするとともに、建学の精

神である「教養と良識を備えた有能な歯科医師を育成すること」を明確に打ち出していくことが必要と考える。

歯学研究科においては、学生募集や入学者選抜は適正に行なわれているが、入学定員の未充足が続いているため、研究科運営委員会において定員充足に向け検討を重ねている。

(3) 全体のまとめ

「学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）」は、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」との関連性について整理し、一貫性のあるものとして設定されている。また、アドミッション・ポリシーに基づいた入学者選抜の制度、運営体制の点検・評価及び改善に向けた取り組みについては適切に対応できている。口腔歯学部では入学試験委員会が中心となり、入学試験の制度や体制の点検・改善を行っており、学生の受け入れに関する PDCA サイクルは機能していると言える。

歯学研究科においては、新たなアドミッション・ポリシーの策定によって、歯学研究科の求める学生像がこれまで以上に明確になり、学部学生、臨床研修歯科医、教員への様々な改革を通じて収容定員に対する在籍学生数比率に改善がみられつつある。今後は、研究科運営委員会が中心となり、問題点を分析して適切な対応を行い更に定員未充足の改善を図る。

‘22 対応・改善状況

(1) 長所・特色

口腔歯学部の入学者選抜の特色として、総合型選抜および学校推薦型選抜で小論文を課しており、全ての入学試験区分において、面接試験を課している点は、変更はなく、2021 年度より総合型選抜を導入し、小論文と個人面接に加えて基礎学力テストを課していることについても変更はない。

2017 年度からは、整合性を持たせた 3 つのポリシーを新たに策定し、入学者選抜の基本方針をアドミッション・ポリシーと合わせて学生募集要項やホームページに掲載することで、修得しておくべき学力など求める学生像をこれまで以上に明確にした点も継続中である。学外の入学試験は 2021 年度と同様に、東京、大阪および沖縄に学外試験場を設定した。

新たな改善点として、共通テスト利用選抜（1 期 2 期 3 期）の利用科目（理科）について、2021 年度は、「物理・化学・生物」から 1 科目だったところ、2022 年度は、「理科①・物理・化学・生物」から 1 科目へ変更した。理科①を追加したことにより、多くの受験生が受験可能になった。近隣の医学部との入学試験日の重複を解消し、受験生の選択の機会を増やした。また、専願特待生の定数を 8 名から 16 名に増やした。さらに総合型選抜 3 期を新設し、受験の機会を増やした。

(2) 問題点

最も大きな問題点は、入学者数が定員を満たしていないことである。私立歯科大学の大半が定員を満たしていないことから、本校に限定した問題というより、全国的に歯学部を目指す受験生が減少していると思われ、歯学部の魅力を広くアピールする必要があると思われる。引き続き、将来的に歯科医療サービスが治療中心型から治療・管理連携型へ移行することで歯科医療ニーズが拡大していくことをデータ等の根拠を基に社会へアピールするとともに、建学の精神である「教養と良識を備えた有能な歯科医師を育成すること」を明確に打ち出していく。

学生獲得の広報手段として主として「高校訪問」を行ってきたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により訪問できる高校の数が減少したことも問題点の一つである。2023年度は新型コロナウイルス感染症が収束しつつあるので、訪問数を回復させる予定である。さらに、「高校訪問」に加えて、各県の同窓会員を訪問し、子弟の受験を促す活動を行った。

(3) 全体まとめ

アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーは、一貫性のあるものとして設定されており、アドミッション・ポリシーに基づいた入学者選抜の制度、運営体制の点検・評価及び改善に向けた取り組みについては適切に対応できているので2022年度以降も継続している。

入学定員数の充足の為、2022年度から総合型選抜3期を新設した。また、すべての総合型選抜において、主に理科科目を含む基礎学力テストを課すこととした。さらに、一般選抜A日程・B日程の試験科目から小論文を廃止した。入試日程を見直し、近隣の大学の入学試験との入試日程の重複を解消した。これらの対応により、広く受験生を募集していく。

歯学研究科においては、2017年度に策定した新たなアドミッション・ポリシーによって、歯学研究科の求める学生像がこれまで以上に明確になり、収容定員に対する在籍学生数比率に改善がみられつつあるので、この体制を継続する。

【点検評価項目】

- ① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。
- ② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。
- ③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。
- ④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。
- ⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【点検・評価】

(1) 長所・特色

本学の「建学の精神」の根幹である「口腔医学の確立」を推進する歯科医師を養成すべく、従来の歯学に医学と福祉の要素を取り入れた教育を実践するために、基礎医歯学、臨床医歯学、生命倫理の専任教員が適切に配置され、教養から専門までの習得に必要な科目を分担している。教育の成果は、教育支援・教学 IR 室による分析をもとに学務委員会等で評価し、学長のリーダーシップのもとに教員組織検討委員会、部長会、教授会、研究科委員会が円滑に連携して協議し、教員組織の見直しを行っている。2021 年度には診断・全身管理学講座内に放射線診断学分野を新設し、「口腔医学」を推進するための新たな教育体制の整備を行った。

また、教育内容の改善等を目的とした FD 委員会を設置し、計画的に教員の資質向上を図るための研修を実施している。その研修は「学生支援の充実に関する FD」、「教員の資質向上に関する FD」、「大学院及び研究の活性化に関する FD」と多岐にわたり、専任教員のほぼ全員が参加している。教員は FD を通じて大学全体が抱える課題ならびにそれぞれの立場での課題等を共有することができ、その課題克服に向けて積極的に取り組むことが可能となっている。

なお、教員の教育研究成果の点検・評価については、学生による授業アンケートのフィードバックと人事考課制度により実施し、年に一度実施する人事考課においては、達成度を実績、意欲・態度、能力別に 5 段階で評価し、昇給ならびに年度末手当等の処遇に反映させている。このことにより、教員の資質向上に大きな効果を上げている。

その他、海外の姉妹校（リバプール大学、ブリティッシュコロンビア大学、中国医科大学口腔医学院、上海交通大学口腔医学院、慶熙大 学 校 歯 科 大 学）に 10 名程度の教員を学生とともに派遣し国際交流に努めているが、現在はコロナ禍の状況のため、交流を控えている。

女性教員の就業環境の改善に向けた取り組みとしては、キャンパスに隣接して「ぺんぎん保育園」を開設した。また、2022 年度には新たに 4 名の女性教員が教授へと昇任した。

(2) 問題点

教員組織において、今後、准教授の充足の促進を検討する必要がある。

(3) 全体のまとめ

2019年度に大学として求める教員像と教員組織の編制に関する方針を策定した。これによって、建学の精神の理念に基づいて、「口腔医学」を推進する歯科医師を養成するための教員組織のあり方が明確となった。それに先立って2016年度には、3つのポリシーの改定を行い、教育支援・教学IR室の主導のもとにアウトカム基盤型教育への転換を図った。3つのポリシーと各授業でのコンピテンス・コンピテンシーならびにシラバスとを有機的に関連させたシステムを構築することで、教員の担当講義での学習目標を明確にすることができ、教員組織の編制方針を策定する上での良い機会となった。教員組織全体としての教育成果は、教育支援・教学IR室により継続的に分析を行い、FD事業により教員へフィードバックし、教員の資質向上へとつなげている。教員個々の教育、研究、診療、管理運営、社会貢献における評価・点検は、年に一度の人事考課制度において厳正に行われている。

‘22 対応・改善状況

(1) 長所・特色

本学の「建学の精神」の根幹である「口腔医学の確立」を推進する歯科医師を養成すべく、従来の歯学に医学と福祉の要素を取り入れた教育を実践するために、基礎医歯学、臨床医歯学、生命倫理の専任教員が適切に配置され、教養から専門までの習得に必要な科目を分担している。教育の成果は、教育支援・教学IR室による分析をもとに学務委員会等で評価し、学長のリーダーシップのもとに教員組織検討委員会、部長会、教授会、研究科委員会が円滑に連携して協議し、教員組織の見直しを行っている。2021年度には診断・全身管理学講座内に放射線診断学分野を新設し、「口腔医学」を推進するための新たな教育体制の整備を行った。

また、社会の変化に柔軟に対応出来る教育研究組織を構築するための一策として、2023年4月から社会医歯学部門と基礎医歯学部門を統合のうえ社会・基礎医歯学部門を新設して3部門制に改組し、分野間の連携を強化することにより有機的な教育を実践して、低学年教育の充実に努めた。

その他、教育内容の改善等を目的としたFD委員会を設置し、計画的に教員の資質向上を図るための研修を実施している。その研修は「学生支援の充実に関するFD」、「教員の資質向上に関するFD」、「大学院及び研究の活性化に関するFD」と多岐にわたり、専任教員のほぼ全員が参加している。教員はFDを通じて大学全体が抱える課題ならびにそれぞれの立場での課題等を共有することができ、その課題克服に向けて積極的に取り組むことが可能となっている。

なお、教員の教育研究成果の点検・評価については、学生による授業アンケートのフィードバックと人事考課制度により実施し、年に一度実施する人事考課においては、達

成度を実績、意欲・態度、能力別に5段階で評価し、昇給ならびに年度末手当等の処遇に反映させている。このことにより、教員の資質向上に大きな効果を上げている。

その他、海外の姉妹校（リバプール大学、ブリティッシュコロンビア大学、中国医科大学口腔医学院、上海交通大学口腔医学院、慶熙大學校歯科大学）に10名程度の教員を学生とともに派遣し国際交流に努めているが、現在はコロナ禍の状況のため、交流を控えている。

女性教員の就業環境の改善に向けた取り組みとしては、キャンパスに隣接して「ぺんぎん保育園」を開設した。また、2022年度には新たに4名の女性教員が教授へと昇任した。

(2) 問題点

2021年4月時点では准教授16名、うち女性教員が5名（女性教員比率31.3%）であったが、2023年9月時点では准教授18名、うち女性教員が3名（女性教員比率16.7%）である。ここ2年ほどで准教授の配置は1名増加したが、女性教員の充足率は減少した。ただし、これは准教授であった女性教員4名が2022年度に教授へと昇任したことによるもので、大きな問題点としては考えていない。

また、2021年度末には8名の教授が定年退職した。建学の精神の理念に基づいた教育研究を滞りなく実践するために、新たに7名の教員を配置することができたが、未だ1教室の教授が不在のままである。大学として求める教員像に基づいた教員を速やか、かつ適切に配置する必要がある。

海外の姉妹校との国際交流については、2020年度より新型コロナウイルス感染症の影響により中断しているが、同感染症の状況を確認した上で、海外派遣事業等の再開、継続を進めていくことが重要である。

(3) 全体まとめ

2019年度に大学として求める教員像と教員組織の編制に関する方針を策定した。これによって、建学の精神の理念に基づいて、「口腔医学」を推進する歯科医師を養成するための教員組織のあり方が明確となった。それに先立って2016年度には、3つのポリシーの改定を行い、教育支援・教学IR室の主導のもとにアウトカム基盤型教育への転換を図った。3つのポリシーと各授業でのコンピテンス・コンピテンシーならびにシラバスとを有機的に関連させたシステムを構築することで、教員の担当講義での学習目標を明確にすることができ、教員組織の編制方針を策定する上での良い機会となった。教員組織全体としての教育成果は、教育支援・教学IR室により継続的に分析を行い、FD事業により教員へフィードバックし、教員の資質向上へとつなげている。教員個々の教育、研究、診療、管理運営、社会貢献における評価・点検は、年に一度の人事考課制度において厳正に行われている。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

【点検評価項目】

- ① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。
- ② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。
- ③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【点検・評価】

(1) 長所・特色

本学の「建学の精神」を実現するために策定した「学生支援の方針」に基づき、カテゴリー別に具体的な支援策を整備している。

修学支援に関しては、少人数班(学生8名程度)を設定し、各班に教員を配し、学生生活と学習状況の把握に努め、きめ細かい助言指導を行う本学独自の制度として助言教員制度を実施している。また、学習支援に関しては、上級生が下級生に対して学習支援を実施する制度として、チューデント・アシスタント制度を整備している。

入学前の学習支援としては、総合型選抜及び学校推薦型入試の合格者を対象に、コロナウイルスの感染状況に応じて来学と遠隔授業にて実施した。

正課外活動(部活動等)支援に関しては、学生を正会員として組織した学友会において、体育部会及び学術文化振興に関する活動、地域交流、ボランティア活動への支援を実施している。

その他、2017年キャンパスの敷地内にぺんぎん保育園を開設し、多様な環境に対応できるよう体制を整えていることも本学の特色である。

2021年度は、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大により、「学生支援」の多くの内容について縮小もしくは中断されることとなった。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う変化の中で、従来からの学習支援制度を充実するための一環として、2020年度より新入生に対しては助教によるサポーター制度を導入し、第6学年には、学生の能動的な時間外学習を支援するため、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点も配慮して、平日の終業後から22時まで自主学習の場として学生食堂を開放する学習環境の整備を行った。さらに、特に指導が必要な学生を対象として、助言教員による個別面談を適宜実施する等、学生に対する適切な指導を行った。

経済的な支援については、学生共済会、学生後援会との連携のもと、学生の奨学金貸与を13名に、また、医療費補助などの学生支援を行った。

2019年度から実施している学年説明会についても、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からWeb上に音声付資料を掲載して公開した。また、保護者を対象とした個別面談会については、事前予約制とし、パーティション設置、アルコール消毒等の感染予防への対策を講じたうえで、例年どおり8月に開催し268名が参加した。実施後のアン

ケートでは 9 割以上の保護者が本学の取り組みに満足であると回答し、相互理解が得られた。

(2) 問題点

2021 年度も昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大により国際交流活動が中断している。同感染症の状況を確認した上で、学生の国際性の涵養を向上させるための方策として海外派遣事業等の再開、継続を進めていくことが重要である。

留学生については、2018 年度に歯学研究科に 1 名の学生が入学し、支援については個別対応を行った。コロナ禍の後では、継続して留学生を受け入れ、留学生に対する支援の経験を蓄積しつつ留学生支援体制の構築や拡充に繋げることが必要である。

(3) 全体のまとめ

学生支援体制について「福岡歯科大学 学生支援の方針」に則り、学生の修学支援、生活支援、進路支援、その他の支援が整備され、適切に機能し運用されている。

学生の修学支援は、助言教員が学生生活と学習状況を把握し、学生の修学支援に当たっている。学生指導はポータルサイトを利用することで学生ポートフォリオを作成し指導に活用している。助教による TKG サポーター制度は低学年からの学習習慣の定着を支援している。オフィスアワーを設けて、学生が教員に容易に相談できる体制を設けている。学部生にはスチューデント・アシスタント制度、大学院生を対象にティーチング・アシスタント制度も活用している。

リメディアル教育として、基礎理科を開講し、不得意科目の補強対策に取り組んでいる。学生の自主的学習を促進するため e-ラーニング内容を充実させている。オンライン教育としては、講義・実習ともに Moodle を活用したオンデマンド形式の遠隔授業を行い、フィードバック欄も設け、学生と教員の双方向性が保てる仕組みを構築している。

留年生や休学者に対しては、学生ポートフォリオやポータルサイトシステムを活用し、助言教員が代わっても学生の状況を把握できる仕組みを作っている。教育支援・教学 IR 室において試験結果を分析し、各教科担当教員及び助言教員にフィードバックすることにより、成績不振学生への指導に活用している。成績不振学生、留級者、休学者、退学希望者については、当該学生の保護者を招致し、三者面談も行っている。

留学生に対しては、コロナ禍の状況を考慮に入れながら、優秀な留学生を確保するための方針を策定し、留学生の受け入れを促進することが望まれる。

学生からの相談対応、その他学習支援として、助言教員が学生に電話や Web での面談が実施されている。障がいのある学生支援については、キャンパス内のバリアフリーに関する整備を行っている。

奨学金その他の経済支援については、学生納付金納付猶予者、特待生、一般入試 A 日程特待生、スタート支援入試特待生、スチューデント・アシスタント制度、就学共済給付金制度、一般奨学金制度等を活用している。日本学生支援機構の奨学金、民間団体の奨学金についても給付実績がある。大学院生の経済援助については、特待生制度、奨学制度、各種アシスタント制度として RA、TA、SA 制度等を活用している。経済的支援に関する情報提供は、学生共済会等と連携し、申請手続きの支援を実施している。

学生の生活に関する支援として、交通安全教室、薬害防止等講習会を実施し、ハラスメント防止については、ハラスメント防止等対策委員会、ハラスメント相談員、統括相談員、ハラスメント調査班、ハラスメント調停班を設置し、ハラスメント防止や相談等に対応している。学生の心身の健康等への配慮については、「学生相談室」を設置し、カウンセリングに当たっている。学生の保健衛生、健康及び安全等への配慮については、健康診断、防災訓練を実施し、ワクチン接種も実施している。

キャリア支援については、進路選択の支援やガイダンス、歯科医院の求人情報が閲覧できるようにしている。キャリアプランニング支援として、第1学年にキャリアプランニング実習、第5学年に本学園の高齢者施設、居宅訪問歯科診療、第6学年では臨床研修施設のマッチングの施設情報を提供している。

正課外活動については、学友会を中心に体育及び学術文化の振興に関する活動、福利・厚生に関する活動、施設慰問・地域交流・ボランティア活動等の推進と支援を行っている。

学生の要望に対応した学生支援は、学務課受付カウンターに「学生意見箱」を設置し、学生からの意見に対応している。また、学生懇話会を定期的で開催し、学生の要望に対して回答している。「学生実態・満足度調査」も実施し、学生支援の改善に努めている。

このように、学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制が整備され学生支援は適切かつ有効に機能しており、点検・評価による改善・向上への取り組みも定期的実施されている。

‘22 対応・改善状況

(1) 長所・特色

学生支援体制について「福岡歯科大学 学生支援の方針」に則り、学生の修学支援、生活支援、進路支援、その他の支援が整備され、適切に機能し運用されている。

- ・学生のメンタルヘルスと対応についてのFDや学生支援の充実に関するFDを開催した。
- ・学生共済会、学生後援会との連携のもと、引き続き学生の奨学金貸与9名、医療費補助などの学生支援を行った。
- ・第1学年の学生に対する学修支援制度の一環として、助教によるサポーター制度を今年度も実施し、低学年からの学習習慣の定着を支援した。

(2) 問題点

2022年度も昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大により国際交流活動が中断している。同感染症の状況を確認した上で、学生の国際性の涵養を向上させるための方策として海外派遣事業等の再開、継続を進めていくことが重要である。

現在は、同感染症が5類に移行されたことから、今後継続して留学生を受け入れ、留学生に対する支援の経験を蓄積しつつ留学生の支援体制の構築や拡充につなげる必要がある。

(3) 全体まとめ

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、自宅での学習生活が定着しつつあることから、この変化への対応として、遠隔授業への学生の学習環境への対応状況の調査を行い、助言教員による生活ならびに学習準備状況の聞き取りおよび相談の実施を行い、異常を早期に発見し対応する体制を整備した。

第1～3学年の学生には、学習状況を可視化し修学支援の方法について検討した。新たに、新入生に対する支援制度を導入した。第6学年には、学生食堂の夜間の開放、学生研修センターの土・日・祝日の開放を行った。特に指導が必要な学生には助言教員による適切な指導を開始した。経済的には、学生の奨学金貸与、医療費補助などの学生支援を継続した。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、学年説明会についてはWEB上に音声付資料を掲載し、保護者を対象とした個別面談会には、感染対策を講じたうえで、事前予約制の面談会に半数を超える保護者が参加し、事後アンケートでは大多数の保護者が本取り組みに満足を示した。

【点検評価項目】

- ① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。
- ② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。
- ③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。
- ④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。
- ⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか
- ⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【点検・評価】

(1) 長所・特色

図書館の学術情報サービスにおいては、図書システムを有効に活用し、利用者サービスの向上を実現するために3年を1サイクルで学園全蔵の点検整備を行い、図書システムにより、学園全蔵書の検索等を可能とするとともに新着資料、資料検索(OPAC)、雑誌タイトル索引、Online journal、利用状況紹介、文献依頼、お知らせ、外部データベースリンク等の機能により利用者に対して迅速かつ確かな資料収集機能を提供し、教育研究活動に大きく貢献している。

本図書システムは学内LANを経由して、情報図書館内だけでなく、学内の各講義室や各研究室で場所と時間を選ばずに、蔵書検索・オンラインジャーナルの閲覧・利用状況照会・予約等を可能とし、利用者の利便性向上に大きく貢献しており、また、リモートアクセスにより自宅からも利用を可能としている。

研究面においては、本学のブランドである「口腔医学」の理念を達成することを目的として、文部科学省が公募した2017年度私立大学研究ブランディング事業へ「高齢者ヘルスプロモーションと地域包括ケアへの口腔医学の展開～要介護化防止と誤嚥性肺炎ゼロを目指して～」の事業名で採択され、同事業の柱である3つの研究チームによって、事業計画に沿って研究を進展させた。なお、同事業は当初2021年度までの5年間で計画していたが、2018年度の文科省内の事業見直しにより、2019年度で支援終了となった。

このように、私立大学研究ブランディング事業等の先進的かつ独自性の高い研究活動を一層推進・拡充し、ブランディング強化を図るため、2019年10月に口腔医学研究センターを設置した。同センターでは、5つの口腔医学プラットフォームとして、「常態系」、「病態系」、「再生系」、「臨床歯学系」、「医学系」を構築し、それぞれのプラットフォームにおいて、口腔の健康は全身の健康を守るという「口腔医学」のコンセプトに基

づいた共通目標のもと、独自の先駆的研究に取り組むとともに相互の連携研究にも取り組むこととしている。

研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組みについては、「福岡歯科大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針」を定め、関連規則として「競争的資金等の取扱いに関する規則」「研究活動における不正行為への対応等に関する規則」を制定し、「専任教員」及び「公的研究費に関与する事務職員(非常勤職員を含む。)」を対象者として実施するコンプライアンス教育講習会及び研究倫理教育講習会において、不正を防止するための体制及び不正の事例等を説明するとともに関係規則等をホームページで公開している。

また、2019年7月に文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に則って整備している本学の管理・監査体制について現地調査を受けた結果、所要の対策が着実に履行されているとの評価を得た。

このほか、研究費の不正使用防止に関しては、毎年度文部科学省へ提出が義務付けられている「公的研究費の管理・監査に関するガイドライン」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」に基づき、体制に不備がある場合には必要な改善を行うこととしている。

また、研究活動における不正行為への対応についても同様に、毎年度文部科学省へ提出が義務付けられている「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取り組み状況にかかるチェックリスト」により、必要な改善を行うこととしている。

なお、2022年2月に本学元准教授による研究活動における不正行為(捏造・盗用)の調査結果を公表したが、この調査結果を踏まえて、研究倫理教育責任者が講師となって、不正の実例を用いたFD講演会を開催し、再発防止に努めている。

動物実験については、日本動物実験学会において実施する「動物実験に関する外部検証」を受審し、その受審結果に基づき、必要な改善を行っている。

(2) 問題点

なし

(3) 全体のまとめ

本学の教育研究等環境については、中期構想を基に、理念・目的及び社会的使命の下、教育研究成果の更なる向上を実現するため、「福岡歯科大学 教育研究環境整備の方針」に則り、各整備計画を立案実行し、各点検・評価項目のとおり概ね適切に運営している。

大学設置基準を上回る校地、校舎を配備し、教育研究活動に必要な施設、設備を整備するとともに、学生の自主学習に資するネットワーク環境及び情報通信技術等機器を整備している。情報ネットワークの整備・運用に関しては、本館・研究棟・病院・50周年記念講堂いずれにおいても有線LANおよび無線LANで学内LANが利用可能でネットワーク環境は充実している。情報セキュリティ対策として、組織的対策(セキュリティポリシー制定等)、人的対策(情報セキュリティ講習会)、技術的対策(ウイルス対策導入

等)、物理的対策(バックアップ等)を行うとともに、時代に即した内容で見直しを行っている。

図書館、学術情報サービスの整備については、歯学分野では、西日本において有数の蔵書を整備し、理念・目的に沿った「口腔医学」の取り組みにかかる図書資料の充実を図っており、2015年に導入した図書システムを有効に活用するため、学園の全蔵書について図書目録データの整備、蔵書点検、及び図書のバーコード等の整備を実施し利用者に対して学園全所蔵データの検索を可能とするとともに、システムの各種機能により迅速かつ確かな資料収集機能を提供している。利用者の図書検索の妨げとならないよう、図書カバーを外さない装備を2019年度から開始し、図書館に来館できない場合でもいつでもどこでも閲覧できる電子図書の収集を計画的に行うため、選書方針に電子図書を追加し、教育研究活動に大きく貢献している。また、国立情報学研究所が運営する相互貸借システムの利用及び九州地区の医学系図書館との協定による相互利用を行うことで、学生の学習、教員の教育研究活動等に資する施設として機能させている。

教育研究活動の支援に関しては、教員に対しては適切な研究費を配分するとともに、研究室を確保している。学生に対しては、大学院学生を対象とする研究プロジェクト等の補助的業務に従事する「リサーチ・アシスタント」、講義、実習等の補助的業務に従事する「ティーチング・アシスタント」、大学院学生及び学部学生を対象とする学生に対する学習支援や学生生活支援業に従事する「スチューデント・アシスタント」により支援を実施している。なお、口腔医学を基盤とする基礎的・応用的研究を推進するため私立大学研究ブランディング事業等の先進的かつ独自性の高い研究活動を一層推進・拡充し、ブランディング強化を図るため、2019年10月に口腔医学研究センターを設置し、口腔の健康は全身の健康を守るという「口腔医学」のコンセプトに基づいた共通目標のもと、独自の先駆的研究や相互の連携研究に取り組んでいる。

本学では、文部科学省が定めるガイドライン及び本学規則に基づき、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を定期的実施することとし、公的研究費に関与する研究者及び事務職員に受講を義務付け、毎年度実施している。

2021年度のコンプライアンス教育については、コンプライアンス推進責任者が講師となり、「全研究者」及び「公的研究費に関与する事務職員(非常勤職員を含む。)」を対象者として開催し、本学における不正防止体制及び他大学の不正使用の事例等を紹介するとともに、不正使用の防止について説明しており、講習会受講者から回収した理解度アンケートでは全体の97.9%が「よく理解できた。」又は「理解できた。」と回答している。

また、研究倫理教育については、研究倫理教育責任者が講師となり、「全研究者」及び「公的研究費に関与する事務職員(非常勤職員を含む。)」を対象者として開催した講演会「研究不正を防止するための研究倫理意識の向上」において、本学における研究活動に係る不正行為の防止体制及び他大学の不正事例等を紹介するとともに、不正行為の防止について説明しており、講演会受講者から回収した理解度アンケートでは全体の98.7%が「よく理解できた。」又は「理解できた。」と回答している。

なお、大学基準協会の点検評価項目で「内部質保証推進組織の関わり」が評価の視点に新たに複数項目追加されており、自己点検・評価委員会での検討を開始することとした。

今後も引き続き「福岡歯科大学 教育研究環境の整備の方針」に基づき、本学の教育研究成果の更なる向上を実現するため、教育研究環境の整備と検証を実施し、改善を図りたい。

‘22 対応・改善状況

(1) 長所・特色

- ・ 校舎及び設備の刷新と教育研究機能の向上を目的に、第 563 回理事会及び第 173 回評議員会（2021 年 5 月開催）において決定したキャンパス再整備に関して、新本館の基本設計に向けて各種ワーキンググループ及びプロジェクトチームを立ち上げ意見聴取等を行った。
- ・ 2022 年 7 月に 50 周年記念講堂を開設した。1 階には約 400 席を有するフードコートを設置して学生や教職員の交流・憩いの場を設置するとともに、客席数 556 席の講堂は入学式、卒業式等の式典のほか、講演会、学会等の会場として活用している。また、新病院棟と 50 周年記念講堂を軸として、キャンパスメインストリートを新設し、キャンパス内外の関係施設との連携を深めた。なお、記念講堂は新病院棟と相互に空調用熱源の交換を行いエネルギーの効率的かつ効果的な供給を可能にするサステナブルな施設となっている。
- ・ 学生並びに教職員の心身の健康の保持増進を目的として、医師、看護師、公認心理師を配置した保健管理センターを 2022 年 9 月 1 日に開設した。
- ・ 設備の老朽化対策として、6 階から 9 階までの各階に配置された大講義室である階段教室の空調設備について、4 年に亘り計画的に更新した。また、学生研修センターの火災受信機、給水設備及び高圧受変電設備を更新した。
- ・ 化学物質等を使用する教職員の健康被害等の発生を防止するため、化学物質等にかかるリスクアセスメント手法を学園で決定のうえ研究者を対象に説明会を開催し、各研究室等で当該リスクアセスメントを実施した。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する全学的な対応を決定するため、理事長、歯科大学長、病院長、短大学長、看護大教授、老健施設長等を構成員とする「COVID-19 対策会議」を 2020 年 4 月から継続して開催し、同感染症の感染状況、感染対策等について協議した。また、ワクチン接種を推進し、主に学園内 3 大学の学生及び教職員等の希望者に対して、医科歯科総合病院にて 4 回目及びオミクロン株対応 2 価ワクチンの接種を延べ 2,700 名程度に実施した。
- ・ 情報図書館の学術情報サービスにおいては、蔵書検索、利用状況照会、文献依頼等が可能な WebOPAC について、それまでは簡易版のみ学外から利用可能であったが、2022 年度からすべてのサービスを学外から利用可能とした。また、来館を伴わないサービスの充実として、電子書籍の収集を積極的に行っている。

- ・ 学内 LAN では、老朽化した本館・研究棟の無線 LAN および本館の基幹スイッチについて、2022 年度に計画的に更新を行った。無線 LAN の更新においては Wi-Fi6(IEEE802.11ax)対応の無線アクセスポイントを採用することで、データ速度のスピードアップを実現した。
- ・ 学内 ICT 環境の改善のために学外からでもメールを見ることができる Microsoft365 について教職員を対象に 2022 年に導入した。
- ・ 情報セキュリティ対策としては Microsoft 365 導入に際し、多要素認証を必須とした。さらに、昨今ウイルス検知の妨げとなる PPAP（パスワード付きファイルを送信した後に別メールでパスワードを送付する方法）について、怪しいメールを学外に出さないようにメール送信時は禁止することとした。
- ・ 口腔医学研究センターは、第 4 回口腔医学研究センターシンポジウムを開催し、5 つのプラットフォームの代表者が研究成果を発表したほか、2022 年の同センターを活用した業績の取りまとめを行った。
- ・ 研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組みについては、「福岡歯科大学 公的研究費における不正防止計画に係る教育及び啓発計画公的研究費等にかかるコンプライアンス教育講習会」及び「研究不正を防止するための研究倫理意識の向上」の講演会を開催し、教職員及び大学院生も含めて対象者全員が受講した。
- ・ 毎年、文部科学省へ提出が求められている公的研究費の管理監査のガイドラインに基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく「取り組み状況にかかるチェックリスト」において自己点検・評価を行った結果、特に不備はなかった。

(2) 問題点

特になし

(3) 全体まとめ

本学の教育研究等環境については、中期構想を基に、理念・目的及び社会的使命の下、教育研究成果の更なる向上を実現するため、「福岡歯科大学 教育研究環境整備の方針」に則り、各整備計画を立案実行し、各点検・評価項目のとおり概ね適切に運営している。

- ・ 創立 50 周年を迎え、校舎及び設備の老朽化が進む中、学生ファーストを基本とした新キャンパス整備計画を策定し、I 期工事として 2028 年 12 月を目途に本館、体育館、アニマルセンター等の建て替えを行い、SDGs を視野に入れたサステイナブルなキャンパス構築を進めることとした。本整備計画に基づき、先ずは教育研究活動の基盤となる新本館について企画・基本設計に取り掛かっている。また、既存施設に関しても当該整備計画を踏まえ、必要な対応を無駄なく行って良好な学習環境の維持に努めている。
- ・ ソフト面における教育・研究・就業環境の整備については、心理師等の専門家を配置して身体と心の健康相談等に応ずる保健管理センターを設置するとともに、学園

として組織的に感染症への対策を検討・実施している。また、化学物質等による健康被害を防止するため、研究者を対象に説明会を開催のうえリスクアセスメントを実施するなど、学生・教職員の心身の健康管理に努めている。

- ・情報図書館の学術情報サービスにおいては、来館を伴わずに利用できる学外からアクセス可能な WebOPAC の機能拡充や、電子書籍の導入を積極的に行っている。
- ・学内 LAN においては、老朽化した機器について性能や機能を向上させた内容で、計画的に更新を行っている。学内 ICT 環境の改善のため、まずは教職員を対象に Microsoft 365 の導入を行った。なお、学生への導入は 2023 年度を予定している。情報セキュリティにおいては、組織的対策、物理的対策、人的対策、技術的対策について時代に即した内容になるよう定期的に見直しを行い、安全・安心な学内 LAN 提供を図っている。
- ・学生への教育研究活動の支援に対しては、補助教材の「見開きテーマ問題集」の WEB 版を e-learning システムに展開した他、各科目の小テストや中間試験の成績を学生がタイムリーに確認できる「評価共有システム (e-Value)」を新たに開発し、学生の自学自習の促進環境整備や教員・学生間の成績情報共有のタイムロス無くすことでの迅速な学習指導が可能な環境を整備している。また、障害を持つ学生への合理的配慮の 2023 年からの制度化に向けて FD・SD をはじめとする各種研修会を開催し教職員の理解度の深化を図っている。
- ・口腔医学研究センターは、第 4 回口腔医学研究センターシンポジウムを開催し、5 つのプラットフォームの代表者が研究成果を発表したほか、2022 年の同センターを活用した業績の取りまとめを行った。また、大学院生 18 人が同センターにおいて研究を行い、うち 11 人がシンポジウムに参加した。
- ・2021 年 2 月 1 日に改正された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」において、不正防止の組織風土形成に資する啓発活動を実施することが定められ、コンプライアンス教育や啓発活動等の対象、時間・回数、実施時期、内容等を具体的に示した計画を策定・実施することが求められた。このことに対応するため、2022 年 8 月に「公的研究費における不正防止計画に係る教育及び啓発計画」を作成し、計画に沿った啓発活動を実施した。なお、この計画は教授会で報告するとともに、ホームページにて公表している。
- ・文部科学省が定めるガイドライン及び本学規則に基づき、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を定期的に行うこととし、公的研究費に関与する教職員及び事務職員に受講を義務付け、毎年度実施している。

2022 年度のコンプライアンス教育は、コンプライアンス教育推進責任者が講師となり、「全研究者」及び「公的研究費に関与する事務職員(非常勤職員を含む。)」を対象者として開催し、受講者から回収した理解度アンケートでは全体の 97.9% が「よく理解できた」又は「理解できた」と回答している。

また、研究倫理教育については、研究倫理教育責任者が講師となり、「全研究者」及び「公的研究費に関与する事務職員(非常勤職員を含む。)」を対象者として、2022 年 2 月に公表した本学元准教授による研究活動における不正行為(捏造・盗用)の

調査結果を含めた不正の実例を用いた内容を紹介し講演会受講者から回収した理解度アンケートでは全体の99%が「よく理解できた。」又は「理解できた。」と回答している。

今後も引き続き「福岡歯科大学 教育研究環境の整備の方針」に基づき、本学の教育研究成果の更なる向上を実現するため、教育研究環境の整備と検証を実施し、改善を図りたい。

【点検評価項目】

- ① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。
- ② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。
- ③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【点検・評価】

(1) 長所・特色

福岡歯科大学の社会貢献活動の長所・特色は、本学が提唱してきた「口腔の健康を通して全身の健康を守る」口腔医学のブランドイメージを定着させたことにある。

2008年に文部科学省戦略的大学連携支援事業「口腔医学の学問体系の確立と医学・歯学教育体制の再考」の助成を得て、国内の7歯科大学・大学歯学部等と連携して口腔医学の確立を手がけ始めて14年を経過したが、2019年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019（骨太の方針）」には、『口腔の健康は全身の健康にもつながる（58ページ）』ことが明記され、口腔医学の哲学の周知と理解が進んだことがうかがわれる。2017年度から私立大学研究ブランディング事業「高齢者ヘルスプロモーションと地域包括ケアへの口腔医学の展開～要介護阻止と誤嚥性肺炎ゼロを目指して～」の助成を得て、口腔医学の実践と教育を充実させている。更に、口腔医学研究の取り組みを加速するために、学内の研究センターを戦略的に再編制し、口腔医学研究センターとして、研究資源を集中させている。

これらの口腔医学の教育研究の成果は、地域包括ケアシステムを構成する「医療・看護」、「介護・リハビリテーション」、「保健・福祉」、「介護予防・生活支援」の各要素をカバーし、その構築に大きな貢献をするものであるが、これらは同一キャンパス内の医科歯科総合病院、介護保険施設及び福岡看護大学・福岡医療短期大学の医療・福祉に関わる教育、研究の場で、多職種連携のもとに培われているものであることから、これからの超高齢社会における地域貢献や地域包括ケアシステム地域づくりについて、未来を先取りした学びの環境を備えている長所がある。

(2) 問題点

新型コロナウイルス感染症の出現は、地域連携・社会貢献活動の様相を一変させた。緊急事態宣言やまん延防止等重点措置指定地域となり、公立学校や公民館が休館した時期にこれらを拠点とする事業が中止となり、また、医療機能の保持のために、医療職の教員による出前講座等への出講や学生の課外活動の制限などのため、地域交流事業への参画ができない状況が継続している。

(3) 全体のまとめ

本学の社会連携・社会貢献の方針は、「福岡歯科大学 社会連携・社会貢献の方針」として、建学の精神に則り第三次中期構想に基づいて適切に策定、明示されている。

この方針に基づいた、社会連携・社会貢献に関する取り組みは、国内外の大学・行政機関・地域企業や地域住民との連携を図りながら教育研究成果を口腔医学の地域への展開と地域包括ケアシステムの構築支援として社会に還元するもので、本学の口腔医学ブランドを最大限活かした活動となっている点に特色がある。

また、社会連携・社会貢献活動の適切性の検証については、定期的に医療行政担当者、医療関係諸団体代表者、地域自治組織代表者による点検評価を実施して、適切に取り組みの改善・向上を行っている。

‘22 対応・改善状況

(1) 長所・特色

大学の教育研究成果の社会への還元のため、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底しながら、62名の地域住民に対する健康教育（福岡歯科大学公開講座、2023年2月18日）を開催したほか、地域の医療職73名を対象とする地域医療連携研修会（第4回連携の会、2022年11月17日）を主催した。また、大学連携活動において、ボランティア学生44名の地域小学生学習支援活動への派遣のための連絡調整（11回）、福岡未来創造プラットフォーム参画大学等と連携し、市民734名対象の学び直し講座（一部オンライン開催）に参画した。また、福岡市の歯科口腔衛生推進協議会、ならびに福岡市早良区の地域包括ケア会議生活支援・介護予防部会に教員を派遣して歯科口腔保健の充実や口腔機能を通じた介護予防に関する知見成果を通じた社会貢献を行った。

(2) 問題点

本学の社会貢献活動が特徴とする、地域に密着した出前講座による健康教育（年間約50回教職員を派遣し、のべ1000人規模の住民対象）ならびに地域カフェ共催による健康づくり・コミュニティ形成支援の実践（年間36回、のべ1000人規模の住民対象）による地域住民への教育研究成果の還元が中止されたままであることが最大の問題点である。

地域に密着した社会貢献活動については、感染制御の容易であった第1項に述べたにとどまっている。

多くの地域行事も中止となる中、外出自粛のため住民のフレイルの進行が新たな課題となっている一方、病院での感染拡大に対する懸念のため、教職員の派遣がかなわないもどかしい状況となっている。

(3) 全体まとめ

本学は、社会連携・社会貢献の方針として「福岡歯科大学 社会連携・社会貢献の方針」を定め、この方針に基づき、国内外の大学・行政機関・地域企業や地域住民との連

携を図りながら教育研究成果を社会に還元することを目的として、公開講座、出前講座等を実施することとしているが、現在はコロナ禍のため中止している。今後は地域の感染状況を注視しながら、再開に向けて検討を行う。

【点検評価項目】

- ① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。
- ② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。
- ③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。
- ④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。
- ⑤ 大学運営を適正かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。
- ⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【点検・評価】

(1) 長所・特色

本学では、学長が大学執行部の一員となる役職教員を選考するとともに、学長を室長として教育に関する情報収集、分析・企画立案等を行う教育支援・教学 IR 室を設置するほか、資金面でも学長裁量枠として学長重点配分経費を設け、教育研究の活性化に向けた各種取り組みに要する経費を重点的・戦略的に支出可能とするなど、学長が教育の改善・改革や教員組織改革等の教学マネジメントを行うにあたりリーダーシップを発揮しやすい体制を整備している。

また、理事会、評議員会に提案・報告する全ての事項について、法人役員、学長をはじめとする役職教職員等により構成される学園連絡協議会において協議し、教学組織と法人組織の意思疎通、意思統一の強化を図り適切な大学運営に努めているほか、法人役員、学長、事務局長及び課長等が構成員である事務連絡会において、法人及び教学並びに事務局各課における業務の緊密な連絡調整を行い適正な事務処理に取り組んでいる。

組織の活性化については、人事考課制度を 2004 年 7 月から導入するとともに、管理職である事務課長及び課長補佐を対象に 2013 年度から管理職任期制を導入した。また、業務上有用な資格等を取得した職員に対して支援を行う「資格取得支援規則」を 2017 年に制定して、職員の資質向上と能力開発に努めている。

このほか、大学運営体制の強化に向けて、2015 年度に内部監査室を設置し、公正かつ客観的に調査を実施するとともに、その結果に基づき助言・提言を行って、大学運営の質の向上につなげており、今後は更なる業務の適正化・効率化に向け、公的研究費等のリスクアプローチ監査を含めた内部監査の充実・強化を進めていく予定である。

(2) 問題点

本学の災害に関する危機管理については、「危機管理規程」及び「防火・防災管理規程」並びに「消防計画」に則り、日頃より教職員・学生等に防火・防災に関する教育・訓練を実施しており、また、医療系大学として大学設置基準で必置とされる附属病院においても、災害対策マニュアルを制定し、患者を想定した訓練を適時実施しており、個々に発生する建物火災であれば十分に対応できると思われる。しかしながら、想定外の自然災害が多発している現状を踏まえ、同時に被災することが考えられる地震等の大規模災害に対する体制の整備として、学園全体を対象とした訓練の実施が望まれる。

(3) 全体のまとめ

大学運営については、2019年10月に「福岡歯科大学 管理運営方針」を定めて明示し、全教職員の共通理解のもと、改善・充実に向けて取り組んでいる。

管理運営体制については、法人組織、学長及び教授会等の権限と役割を明確にするとともに、学長が選考を行う役職教員の配置、エビデンスに基づく教育改革を実践するための教育支援・教学 IR 室の設置並びに学長裁量枠として学長重点配分経費の配分など、学長がリーダーシップを発揮しやすい環境を整備しているほか、事務局を含めた教学組織と法人組織間の情報共有、教職協働を踏まえた適切かつ機能的な事務組織の構築、計画的な教職員の資質向上研修の実施及び諸規定の整備等についても積極的に取り組んでいる。

予算配分・執行については方針・関連規定に基づき良好に管理されており、監査体制についても三様監査により強化を図っている。

また、中長期計画である第三次中期構想の実現に向けて策定した年度ごとの事業計画とその進捗状況及び実施結果である事業報告書を根拠として点検・評価し、その結果を踏まえて改善を図っているほか、隔年ごとに大学基準協会の評価項目に準拠して、点検・評価を実施し、その結果や課題等を取り纏め、翌年度にはどのように改善されたかを改めて点検・評価しており、不断に大学運営の適正化に努めている。

このように、本学の大学運営は、大学基準に照らして概ね良好な状態にあり、適切であると考えるが、今後は、自己点検・評価委員会による PDCA サイクルを一層効果的・効率的に回して改善策を講じながら、更なる整備・充実を図りたい。

‘22 対応・改善状況

(1) 長所・特色

本学の理念・目的の達成に向け、具体的かつ実現可能な内容として示す「第三次中期構想」の達成状況及び2020年に受審した大学基準協会の認証評価における評価結果を踏まえて、2023年度からの8年間の長期的ビジョンとして「第四次中期構想」を制定した。

なお、今回の第四次中期構想から、各大学、施設ごとの中期構想として制定し、法人ビジョンとして「安定的な財政基盤を構築し、学生ファーストの学修環境を整備するとともに、最先端の医療・福祉サービスの提供により地域社会に貢献する。」を掲げ、「教育の質の向上」「研究の質の向上」「学生の受け入れ・支援」「社会との連携・貢献」「組

織運営」「財務・施設整備」の6つの柱に対して項目立てをし、理念・目的を実現するための取り組みを行っている。

- ・大学を取り巻く環境の変化や多様な学生に適切に対応するため、業務上で必要となる知識等の習得のほか、学校保健、教育の現状と課題、その他法令順守等について、計画的かつ組織的に階層別研修及び専門研修を実施したほか、連携大学や外部団体が開催する外部研修への参加についても促進し、キャリア形成と能力開発に努めた。
- ・2022年4月1日から「パワハラ防止法」がすべての企業に適用対象が拡大されたことに伴い、規程等を見直して、ハラスメントを行ってはならない旨の方針や防止措置を明確にするともに、ハラスメントに対する厳正な処分や再発防止措置等を明記し、良好な職場環境の維持管理に努めた。
- ・2022年6月1日施行の改正公益通報者保護法に基づき、保護される対象となる通報者の拡大、公益通報対応業務従事者の選任と守秘義務の設定、通報者探し禁止等を盛り込む規程改正を行い、不正の早期是正や通報者が安心して通報できる通報制度の構築に努めた。
- ・内部監査機能の充実並びに公認会計士（独立監査人）や監事との協力・連携を強化するため、2023年4月から内部監査室に専任職員を配置した。

(2) 問題点

本学の災害に関する危機管理について、想定外の自然災害が多発している現状を踏まえ、同時に被災することが考えられる地震等の大規模災害への対応として、2022年10月に学園全体を対象とした避難訓練及び安否確認訓練を実施した。

(3) 全体まとめ

多様化する社会及び学生からのニーズに適切に対応し、円滑かつ効率的に業務を遂行するため、人事考課制度の活用や体系的な研修を通して、教職員の人材育成及び資質向上に積極的に取り組んでいる。また、法令改正に伴い必要となる学内規程の一部改正を的確に行うとともに、監査体制の強化のため内部監査部門に専任職員を配置するなど、コンプライアンスの強化に向けて取り組んでいる。

10.2 現状説明（財務）

【点検評価項目】

- ① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。
- ② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立しているか。

【点検・評価】

(1) 長所・特色

本学の教育活動収支差額は2018年度決算まで収入超過で推移していたが、2019年度決算では2億6,900万円、2020年度決算では1億5,500万円、2021年度決算では1億1,900万円の支出超過となった。主な要因は、学生生徒等納付金が入学定員未充足等に伴う在籍学生数の減により減収、補助金が私立大学等経常費補助金の定員未充足学部等に対する減額措置等により減収となったためである。一方、教育活動外収入である福岡歯科大学奨学基金、同教育研究基金等の第3号基本金引当特定資産運用収入は、2019年度は3億2,300万円、2020年度は3億1,600万円、2021年度は3億700万円を確保しており、教育研究活動の遂行と財政確保の両立は維持している。

(2) 問題点

学生確保については、受験生の経済的負担を軽減する新たな取り組みとして、2020年度入試から、一般選抜A日程及び一般選抜B日程の成績上位者で入学希望者（合格した場合入学を確約できる者）を対象に、入学金50万円、毎年度授業料100万円の6年総額650万円を免除する「専願特待生制度」を導入した。また、入試委員会を中心に交通広告やSNS等を活用した広報活動の強化及び予備校の複数回訪問等を行ったが、2020年度入試では出願者218名（対前年度比20名減）、入学者88名（対前年度比3名増）、2021年度入試では出願者153名（対前年度比65名減）、入学者71名（対前年度比17名減）、2022年度入試では出願者140名（対前年度比13名減）、入学者67名（対前年度比4名減）となり、入学定員96名を確保することが出来ず、大幅な減収となっている。

(3) 全体のまとめ

学園の事業活動収支差額は2019年度決算まで収入超過で推移していたが、2020年度決算では新型コロナウイルス感染症の影響による医療収入の減、新病院取得に係る経費の増、旧病院の資産処分差額等により16億3,200万円の支出超過、2021年度決算では1億6,000万円の支出超過となった。このほか、2021年度決算における学園の総資産は684億6,700万円で、このうち、第2号基本金引当特定資産に80億円、第3号基本金引当特定資産に236億2,700万円、減価償却引当特定資産に90億円など各種引当特定資産を保有しており、特定資産構成比率62.4%、積立率99.9%で良好な財務基盤を維持している。

今後、福岡歯科大学校舎（本館・研究棟）、アニマルセンター、体育館等の老朽化に伴う新キャンパス整備計画に向けて、更なる財政基盤の強化を図る必要がある。

‘22 対応・改善状況

(1) 長所・特色

本学の教育活動収支差額は、2022 年度決算では 3 億 400 万円の支出超過となり、2021 年度決算比で支出超過額が 1 億 8,500 万円増加した。主な要因は、入学定員未充足による学生生徒等納付金の減、2022 年 7 月に竣工した 50 周年記念講堂建設に係る経費及び減価償却費の増によるものである。一方、教育活動外収入である福岡歯科大学奨学基金、同教育研究基金等の第 3 号基本金引当特定資産運用収入は、2022 年度は 2 億 9,700 万円を確保しており、教育研究活動の遂行と財政確保の両立は維持している。

(2) 問題点

2023 年度入試では出願者 174 名（対前年度比 34 名増）、入学者 70 名（対前年度比 3 名増）で対前年度比増となったが、入学定員 96 名を確保することが出来なかった。今後、大幅な定員割れが続けば、教育研究活動の遂行と財政確保の両立を維持していくことが困難となるため、収支改善に向けた取組みが必要となる。

(3) 全体まとめ

学園の事業活動収支差額は、2022 年度決算では 7 億 6,600 万円の支出超過となり、2021 年度決算比で支出超過額が 6 億 600 万円増加した。主な要因は、収入では福岡歯科大学の入学定員未充足による学生生徒等納付金の減、介護老人保健施設の入所者減による付随事業収入の減、支出では学校法人福岡学園・福岡歯科大学創立 50 周年記念事業に係る経費、2022 年 7 月に竣工した 50 周年記念講堂建設に係る経費及び減価償却費の増によるものである。一方、2022 年度決算における学園の総資産は 665 億 6,100 万円で、このうち、第 2 号基本金引当特定資産に 80 億円、第 3 号基本金引当特定資産に 236 億 5,600 万円、減価償却引当特定資産に 80 億 5,500 万円など各種引当特定資産を保有しており、特定資産構成比率 62.8%（全国平均 24.4%）、積立率 94.7%（全国平均 73.1%）と高い比率となっている。

今後、新キャンパス整備計画に向けた更なる財政基盤の強化を図る必要がある。

